

---

## Ⅱ 基本的な考え方

---

### 1. 基本理念

アルコール健康障害対策基本法第3条に規定されるように、アルコール健康障害対策は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援することとし、その実施に当たっては、アルコール健康障害が、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障害に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

### 2. 基本的な方向性

#### (1) 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり

飲酒に伴うリスクや、アルコール依存症について、正しく理解したうえで、お酒と付き合い合っていける社会のための教育・啓発の推進及び酒類関係事業者による不適切な飲酒の誘引を防止する取組の促進

#### (2) 医療における質の向上と連携の促進

アルコール依存症の治療・研究・人材育成等の中心となる拠点機関の整備を進めるとともに、一般医療、救急医療等との連携を推進

#### (3) 地域における関係機関、民間団体の連携の促進

地域において、関係機関及び民間団体が連携し、適切な指導、相談、社会復帰の支援に繋げる取組を推進

### Ⅲ 第1期基本計画で取り組むべき重点課題

#### 1. 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

##### (1) 特に配慮を要する者（未成年者、妊婦、若い世代の女性）に対する啓発

###### ①未成年者、妊婦などの飲むべきではない者

- ・未成年者の飲酒率は減少傾向にあるが、法律で禁止されているにも関わらずゼロにはなっていない。
- ・未成年者による飲酒については、脳の萎縮や第2次性徴の遅れ、アルコール依存症のリスクが高まるなど、心身の発育への悪影響が指摘されている。
- ・妊娠中の飲酒率は減少しているが、妊娠判明時点で飲酒をしていた者のうち、約半数は妊娠中も飲酒を継続している。
- ・妊娠中の飲酒は、胎児性アルコール症候群(アルコールの影響で胎児に脳の発達障害等がおこる疾患)や発育障害を引き起こすことが指摘されている。
- ・未成年者や妊娠中の者に、飲酒が自分自身やおなかの子供に将来的に与える心身の影響に関する知識を普及させ、次世代のアルコール健康障害を予防する。

###### ②将来的な心身への影響が懸念される若い世代の女性

- ・飲酒習慣のある女性の割合は、25年前と比較し、30～40代で約1.5～2倍となっている。
- ・男女間においては、年代が若いほど男女の飲酒率、飲酒習慣率が接近傾向にあり、未成年においては、既に女子の方が高くなっている。
- ・女性は体質的に、アルコールによる心身への影響を男性よりも受けやすい。
- ・女性のアルコール依存症者は増加傾向にあり、女性の依存症のピークは30～40代と男性よりも若い。
- ・母親の飲酒と、その子供（未成年者）の飲酒率との関連が指摘されている。
- ・特に飲酒の頻度に関する割合が、男女で接近している若い世代の女性に対し、女性はアルコールによる心身への影響を受けやすいこと、女性にとって適度な飲酒量に関する知識を普及し、飲酒との適切な関係を築く。

##### (2) アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発

- ・アルコール依存症の兆候とはどんなものなのかについてや、アルコール依存症は病気であることについての理解が浸透しておらず、アルコール依存症の疑いのある本人や家族が自ら相談や治療に行こうとしない傾向がある。
- ・アルコール依存症の初期の症状や、依存症は病気であり治療により回復できること等を周知し、自ら相談、治療につながるよう促す。

## 2. 地域においてアルコール健康障害を有している者とその家族に対して相談から治療、回復支援に至る切れ目ない支援体制の整備

### (1) 地域における相談窓口を明確化

- 飲酒に関する問題を抱える者が、相談をしたくても、どこに相談に行っても良いかわからず、問題が放置されてしまっていたというケースが多い。
- 地域において、飲酒に関する問題について相談できる相談窓口を明確化して、広く周知することが必要。

### (2) アルコール健康障害を有している者とその家族を、相談、専門治療、回復支援につなぐための連携体制の推進

- 相談窓口においては、アルコール依存症等の治療、回復支援に資する社会資源の情報を共有し、相談者にとって適切な支援を行うため関係機関の連携を推進する必要がある。
- また、アルコール健康障害を有している者は、飲酒運転や暴力など他の様々な問題も同時に抱えていることがある。そうした他の問題が起きた場面で、アルコール依存症が疑われる場合に、必要に応じ、関係機関からアルコールに関する相談の窓口につなぐ体制を整える。
- アルコール健康障害を有している者の多くが、専門的な治療にはつながっていない。一般内科医療や救急医療など、アルコール健康障害を有している者が受診することが考えられる医療と、専門医療機関との連携を促進する必要がある。

### (3) アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備

- アルコール依存症を受け入れる専門医療機関や、アルコール依存症に関する専門的知見を有する医師が不足している。
- 依存症の専門医療機関の実態把握及び求められる機能についての調査研究を行い、集積した知見を基に、専門医療機関の充実を図る必要がある。